

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いことから、町は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、国民の生命、身体及び財産の保護のために、迅速に初動措置を講ずる必要がある。

このため、町は初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが必要であることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、整備を図る。

1 初動体制の整備及び初動措置

(1) 中井町緊急対処事態対策本部による設置等初動体制の整備

ア 町は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、町として的確かつ迅速に対処するため、町長を本部長とする中井町緊急対処事態対策本部を設置し、必要な初動体制を整備する。

イ 町は、中井町緊急対処事態対策本部を設置したときは、直ちに体制の変更及び収集できた事案に関する情報について、県に報告する。また、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に速やかに連絡する。

ウ 中井町緊急対処事態対策本部の本部長は、県警松田警察署、小田原市消防本部足柄消防署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 中井町緊急対処事態対策本部等における初動措置 【優先順】

ア 中井町緊急対処事態対策本部は、収集した情報資料を分析し、町長に報告するとともに、人命救助を第一とした対処方針（案）について、町長に提出する。

イ 本部長は、最も努力を集中させる活動及び優先順位、開始時期、期間、場所等の対処方針を決定する。

ウ 全職員は、決定した対処方針に基づき、応急対策を実施し、被害の最小化を図る。

エ 中井町緊急対処事態対策本部は、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の

第3編

設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

オ 中井町緊急対処事態対策本部は、前項と併せ国、県等から入手した情報を定期的に消防機関等へ提供するとともに、必要な要請を行う。

(3) 県等に対する支援要請

町長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣市町村に対し支援を要請する。

2 中井町国民保護対策本部に移行する場合の手続

- (1) 町は、政府による事態認定が行われたときは、県と連携し退避の指示等の所要の国民保護措置を行う。
- (2) 町は、政府において事態認定が行われ、県から、国民保護対策本部を設置すべき自治体の指定の通知があった場合は、直ちに中井町緊急対処事態対策本部から、中井町国民保護対策本部に移行する。
- (3) 町は、事態認定前、中井町国民保護対策本部設置前に、既に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、改めて国民保護法に基づく措置に変更している旨を、役場内、町内、関係各所等に周知するとともに、県と連携し、必要な変更調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 中井町国民保護対策本部の設置等

町は、武力攻撃事態等において町及び関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、中井町国民保護対策本部を設置する。

1 中井町国民保護対策本部の設置

(1) 中井町国民保護対策本部設置の手続

ア 中井町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による中井町国民保護対策本部の設置

町長は、指定の通知を受けたときは、直ちに町長を本部長とする国民保護対策本部を設置する。

ウ 中井町国民保護対策本部の組織及び業務

中井町国民保護対策本部の組織及び業務については、「第2編 平素からの備えや予防、第1章 組織・体制の整備等、第1 中井町等における組織・体制の整備、1 中井町の各課における業務」を基準とし、必要な場合、本部長が別に定める。

エ 職員の参集

中井町国民保護対策本部長は、同対策本部を設置したときは、直ちに各課及び各事務局に通知し、各部署の長は「中井町国民保護計画」に示す体制がとれるよう、全職員を配備する。

この際、勤務時間外、休日に参集することも予想されるため、各課及び各事務局は、あらかじめ緊急参集の連絡を担当する職員を指定しておくものとする。

オ 中井町国民保護対策本部の開設

町は、本部庁舎2階に対策本部を開設する。ただし、町庁舎が被災し、その機能が発揮できない場合は、本部長の許可を得て、別途場所を指定し開設する。また、町全体で避難が必要となり、町内に中井町国民保護対策本部を設置することができない場合、県と連携し、避難先地域を管轄する自治体と対策本部の設置場所について協議を行う。

カ 資機材等の準備

中井町は、機能発揮に必要な各種通信システムの設置・構成、掲示物の表示、資機材の配置等必要な準備を行う。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に、インターネット、電子メール、電話、FAX等を用いることにより、確認する。

キ 議会への連絡

町長は、中井町国民保護対策本部を設置したときは、直ちに、町議会に對して、その旨を連絡する。

第3編

(2) 国民保護対策本部を設置すべき町への指定の要請

町長は、国民保護対策本部を設置すべき町として指定が行われていない場合、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 中井町国民保護対策本部長の権限

中井町国民保護対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町内における国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

対策本部長は、総合調整を行うに当たり、当該総合調整の関係機関に対し、町内における国民保護措置の実施状況について、報告、資料の提出を求めることができる。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

対策本部長は、町教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(4) 中井町国民保護対策本部の廃止

ア 町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）又は知事を経由して対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、同対策本部を廃止する。

イ 町長は、対策本部の廃止に伴い、町内の国民、町議会、県、隣接市町、指定行政機関、指定公共機関等、に通報する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。

また、直ちに県や総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳・混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、防災行政通信網の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 広報の実施

(1) 町は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、広報活動を行い、町内の国民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

(2) 広報を行うにあたり、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供する。また、県と連携し、報道機関に対し、報道を要請する。この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第3章 関係機関との連携・協力

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、国・県の対策本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊神奈川地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、師団長、部隊長、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

第3編

(2) 要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容は、次のとおりである。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧

また、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請を行うものとする。

(3) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、緊密な意思疎通を図る。

4 他地方自治体との連携

(1) 他地方自治体との連携

町は、他地方自治体と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に町の区域を越える国民の避難を行う場合、緊密な連携を図る。

(2) 他地方自治体からの応援

ア 町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、他地方自治体に対して応援を求める。

イ 応援を求める地方自治体との間であらかじめ相互応援協定等が締結された場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(3) 事務の一部の委託

ア 中井町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 町長は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係

る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 県による指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請事項の把握

町は、県から、町に該当する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、国民保護措置の実施に関し必要な要請があった場合は、その内容を把握する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、当初の段階において直接要請を行う。また、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣のあっせんを求める理由
- ・ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

7 中井町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合に、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 町長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織が自発的に行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対し、情報の提供、資材の提供等の必要な支援を行う。また、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) ボランティアの支援

町は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとする者がある場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断する場合には、関係機関と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズ（要望）や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備する。

この際、一時集積場所については、被害状況を勘案しつつ、別途調整する。

9 中井町における国民への協力要請

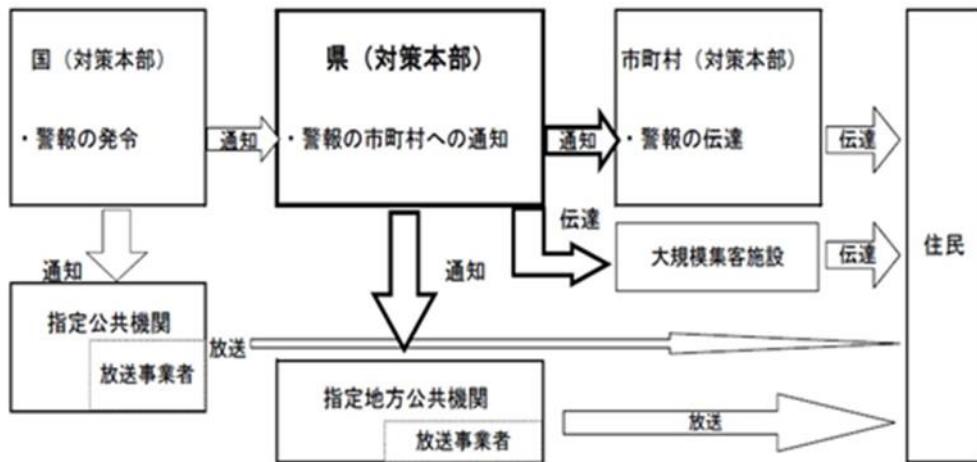
町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

【警報の通知及び伝達の流れ】



(出典 県国民保護計画)

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに国民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ア 町は、町の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達等

警報の内容の伝達方法については、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して国民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

第3編

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して国民に周知を図る

(2) 各世帯等への警報の伝達

町長は、職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接ながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者について、福祉課、健康課との連携の下で避難支援プラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

町長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で関係機関へ通知するとともに、多数の者が利用する施設の管理者に対し伝達する。

また、町長は、警報の伝達にあたり、発令と解除前に県に確認とともに、解除後通報する。

3 緊急通報の発令

緊急通報の国民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達通知方法と同様とする。

この際、緊急通報の内容は、明確かつ簡潔なものとする。

第2 避難住民の誘導等

1 中井町避難実施要領の策定等

(1) 中井町避難実施要領の策定

町長は、「中井町避難実施要領」を事前に準備し、中井町国民保護協議会関係者（各執行機関、消防機関、県、県警、自衛隊等）の意見を事前に反映する。

(2) 知事からの避難の指示後における処置

町長は、事前に準備した、「中井町避難実施要領」のパターンを参考にしつつ、事態の形態、町の被害状況等を勘案し、知事からの避難の指示の内容に応じ、修正する。中井町国民保護協議会関係者に、避難指示と併せ、速やかに伝達する。

この際、被害状況を、逐次、町長（本部長）に報告するとともに、避難の指示の内容が修正された場合、事態の状況が変化した場合等には、直ちに、修正する。

2 中井町避難実施要領に定める事項

以下の項目及び、その他、避難の実施に関し必要な事項を含めるものとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の組分け（輸送手段の乗車定員基準）
- ② 避難先（地域防災計画 避難所を基準）
- ③ 一時集合場所及び集合方法（地域防災計画 避難場所を基準）
- ④ 集合時間（受け入れ開始が可能となる時間を基準）
- ⑤ 集合に当たっての留意事項（ペットの同伴、荷物の携行等）
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路【法定事項】
- ⑦ 町職員、消防職員の配置等【法定事項】
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

3 中井町避難実施要領の策定・修正の留意点

- (1) 中井町避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。また、県国民保護計画の内容に沿った記載を行うことを基本とする。
- (2) ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容とする。

(3) 「中井町避難実施要領」策定にあたって、含める事項

- ① 知事による避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定
(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と国民の避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

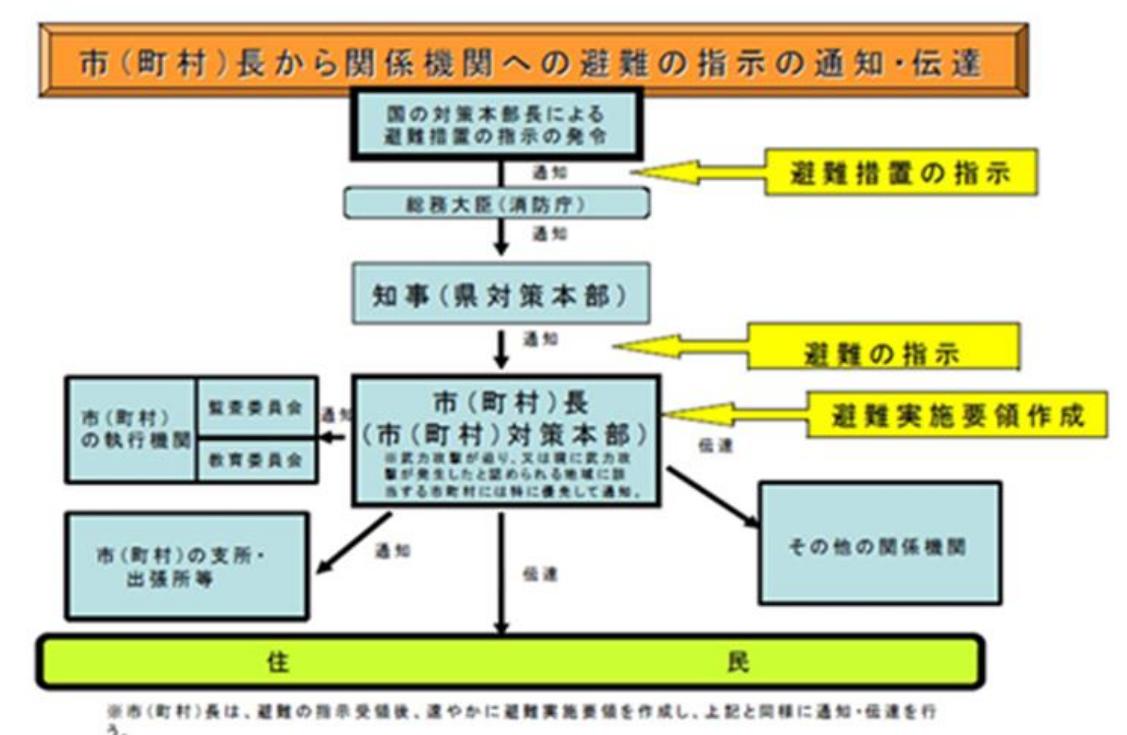
4 中井町避難実施要領の伝達等

- (1) 町長は、「中井町避難実施要領」を策定後、その内容を、避難の指示と併せ、町の国民、中井町国民保護協議会関係者、議会及び関係のある公私の団体に伝達する。
この際、国民に対しては、迅速な対応が取れるよう、地域防災無線や広報車両を活用して伝達する。
- (2) 町長は、「中井町避難実施要領」の内容を消防団長、小田原市消防本部消防長、警察署長、自衛隊神奈川地方協力本部長、陸上自衛隊第1高射特科大隊長並びにその他の関係機関に通知する。
- (3) 地域防災課は、中井町国民保護対策本部の事務局業務として、併せて問い合わせの窓口業務を行う。

5 避難の指示等

(1) 知事への情報提供及び避難指示の準備

- ア 町長は、知事が迅速かつ的確に「避難の指示」を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に情報提供する。
- イ 知事による避難の指示が行われたときは、正確かつ速やかに、町の国民に伝達する準備を行う。また、併せて関係機関に通知する。
- ウ 町長は、町が、避難先地域となった場合、避難の指示を受けた避難住民への避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受け入れのための準備と並行的に、町の国民に伝達し、併せて関係機関に通知する。



(出典 県国民保護計画)

エ 知事への情報提供項目と町長による情報収集項目

町長は、知事への情報提供及び避難指示の準備にあたり、国及び県の対策本部長による避難の指示で示された事項を確実に把握するとともに、自らも避難の指示を発令することを準備するため、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を判断できるよう、次の事項について情報収集を行う。

- ① 要避難地域の避難住民数の把握
- ② 要避難地域に近接する地域の住民避難に係る調整
- ③ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の要援護者の把握
- ④ 避難先地域の避難施設の状況の把握
- ⑤ 使用可能な運送手段の把握
- ⑥ 避難経路に使用可能な道路の把握
- ⑦ 国・県等から得られる支援内容の把握、必要な支援の要請
- ⑧ 隣接市町との避難誘導に係る調整
- ⑨ 運送事業者等との避難住民の運送に係る調整
- ⑩ 県警松田警察署との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整

(2) 避難の指示の通知及び伝達の実施等

ア 避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。

イ 避難施設の管理者への通知

町長は、知事と連携し管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

ウ 避難の指示の県対策本部長への報告

町長は、避難の指示をしたときは、知事にその内容を報告する。

エ 中井町の区域を越える避難の調整

- (ア) 町長は、町から、区域を越えて避難をさせる必要があるときは、避難先地域を管轄する地方自治体と協議する。
- (イ) 町長は、町への避難に関する協議を受けた場合には、必要に応じて関係部署及び施設管理者の意見を聴き、避難施設の状況や受入体制を勘案の上、迅速に決定する。併せてその決定内容を通知する。

(3) 避難住民誘導の実施

ア 町における避難住民の誘導

- (ア) 町長は、「中井町避難実施要領」に基づき、誘導を行う。
- (イ) 町長は、町の職員並びに消防団長を指揮し、消防長と協力し避難住民を誘導する。
- (ウ) 避難住民誘導にあたり、自治会、学校、事業所等において、輸送手段の乗車可能数を基準とし、誘導する。
- (エ) 国民保護に従事する職員には、防災服、腕章、旗、特殊標章等を交付する。
- (オ) ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 誘導員の配置

町長は、使用できる避難経路の要所に職員を配置し、誘導・案内を実施するとともに、行政機関の車両での案内、案内板の設置により、誘導の円滑化を図る。

ウ 職員による誘導の着意事項

職員は、国民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度で活動し、防災服、腕章、特殊標章等を常時携行する。

エ 夜間の誘導の注意事項

夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、集合場所や経路において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(4) 消防機関との連携・活動

町は、人命救助、消火活動等の状況を勘案しつつ、要所に消防車両等を配置、車載の拡声器等用する等、効果的な誘導を要請する。また、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を要請する。

消防団は、人命救助・消火活動等について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。

(5) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 町長は、中井町避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる国民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

第3編

(7) 生活物資の提供の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

(8) 確実な情報提供

町長は、町の放送関連機能等を活用し、広報（情報発信）を積極的に行い、誤情報による錯綜を未然に防止し、避難住民の心理安定を図るため、情報を提供と問い合わせに対応する。また、状況により、町長による記者会見を準備する。

(9) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割・担当を調整する。

(10) 屋内での避難

町長は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いため、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(11) 残留者等への対応

町長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(12) 避難所等における安全確保等

町長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、避難住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(13) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護等

(14) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、国民等に周知徹底を図るよう努める。

(15) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。併せて、県による救護班等の応急医療体制との連携、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の自治体等と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(16) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(17) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

(18) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめることとする。

6 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、国民に危害が及ぶおそれがある地域においては、国の対策本部長の避難措

置の指示を受けて、知事は、屋内に一時避難するよう指示する。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を指示する。

イ 知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。

イ 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を指示する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、知事は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難を指示する。

(4) N B C攻撃の場合

N B C攻撃の場合、知事は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示する。この場合において、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

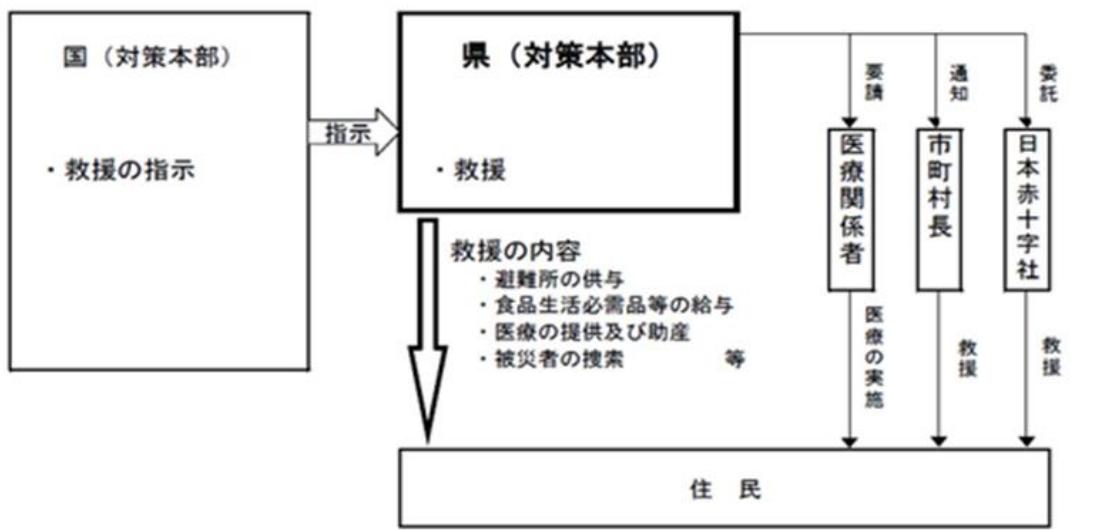
ア 知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難を指示することとなるが、事態の状況を踏まえ、次の指示を行う。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の推移に応じて、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング（監視、観測）結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

第5章 救 援

【救援の流れ】



1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から町長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、町長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

町長は、上記で町長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

(3) 救援の内容

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第344号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、さらに町地域防災計画の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

ア 避難所（収容施設）の供与

(ア) 避難所の開設

町は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、避難所を開設する。

(イ) 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに町内へ周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

イ 避難所の運営管理

(ア) 町は、避難所の運営のため、避難所の担当職員が自主防災組織等と協議し、行う。避難所の運営に当たっては、傷病者、妊産婦、乳幼

児、高齢者、障害者等の要援護者に十分配慮する。

- (イ) 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト等の作成を行う。
 - (ウ) 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保等に配慮する。
 - (エ) 町は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。
 - (オ) 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、関係機関と連携して対応するよう努める。
- (4) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理
- ア 応急仮設住宅等の建設
 - 町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。
 - イ 応急仮設住宅等の建設予定地
 - 町は、応急仮設住宅等の建設に当たっては、長期間居住することを想定し、交通、水道、教育、保健衛生等の条件を考慮の上、公園など公共の空き地等を利用する。
 - ウ 応急仮設住宅等への入居者募集
 - 町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分配慮する。
 - エ 公営住宅等への一時入居
 - 町は、避難生活が長期化する場合には、空き室のある公営住宅等を避難住民等にあっせんする。また、民間の賃貸住宅等について、所有者や管理者に協力を依頼し、避難住民等へのあっせんを行う。
 - オ 住宅の応急修理
 - 町は、必要があるときは、町内の建設業者の協力を得て、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を実施する。
- (5) 食品・飲料水等の供給又は貸与
- ア 飲料水の供給
 - 町は、非常用飲料水貯留槽、配水池、鋼板プール、河川水、井戸水等を活用して応急給水に必要な飲料水を確保し、避難所において給水活動を行う。この場合において、町だけでの対応が困難なときは、県等へ応援を要請する。
 - イ 食品の調達・供給
 - 町は、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
- (6) 生活必需品の給与又は貸与
- 町は、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品

第3編

等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に給与又は貸与する。また、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(7) 医療の提供及び助産

- ア 町は、消防機関からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は、救護班を編成する。救護班は保健福祉センターに救護所を設置し、救護活動を行う。
- イ 町は、消防機関、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、足柄上医師会に医療救護班の編成を要請する。
- ウ 町は、町において編成する救護班のみでは、応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。
- エ 町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体から調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
- オ 町は、医療を必要としている人で、災害により必要な医療が受けられなくなった人に対して、医療機関の協力の下、必要な応急医療活動を行う。

(8) 被災者の搜索及び救出

- ア 中井町国民保護対策本部は、消防署及び警察署への通報された被害の情報を共有し、消防部隊、県警機動隊、陸海空自衛隊部隊、消防団等を基幹とした搜索救出活動を行う。
- イ 搜索にあたっては、消防機関・県警察・陸海空自衛隊の航空機や国の行政機関によるドローンなど上空からの搜索を行うとともに、地上で活動するチームは、行政地域を基準に分担し、もってローラー作戦により限なく活動する。
- ウ 倒壊家屋などの搜索にあたり、居住者数などについては、自治会の協力を得て、確実な生存確認を行う。
- エ 夜間の搜索及び救出については、当初72時間は、原則行い、活動する規模について、交代制により活動する。

(9) 埋葬及び火葬

- ア 町は、検死について、県警察等と協力する。
この際、生体確認の有無を問わず、検死が完了するまで、行方不明者との認識であることに留意する。
- イ 町は、武力攻撃災害時に、農村環境改善センターに遺体収容所を開設する。また、町は、搜索により収容された遺体を遺体収容所に搬送する。
- ウ 町は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達するほか、必要に応じて県に協力要請を行う。
- エ 町は、収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、

- 所持品、着衣、特徴等を台帳に記録し、遺品を保存する。
- オ 所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は町に引渡すこととされており、その際、町は、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、町は、所轄警察署と協力して、遺族等への遺体の引渡し作業を行う。また、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- カ 埋葬については、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保する。また、遺族感情を考慮して生花等を調達することも配慮する。
- キ 火葬については、火葬場の能力を超える可能性があることから、近隣自治体に協力を要請する。
- ク 広報については、報道機関と連携し、ご家族の意志を尊重する。
- ケ 個人の氏名等公表については、ご家族等の意志を尊重する。
- コ 身元が不明な場合は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」及び「同施行規則」により処理するものとする。
- (10) 電話その他の通信設備の提供
町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。
- (11) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
町は、ブルーシートの配布や、立ち入り制限等を行う。
- (12) 学用品の給与
町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対して、教科書、文房具等の給与を実施する。また、児童及び生徒に対する学用品の給与は、被害発生の日から教科書（教材を含む。）については、1箇月以内、文房具等については、15日以内を基準に、完了するよう努めるものとする。
また、県・私立学校が被害を受け、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県・私立学校の正常授業に協力する。
- (13) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
町は、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、応急措置を実施するため障害となるもの、道路等にある障害物、その他施設、敷地内にあり日常生活に著しい支障を及ぼしているものについて、関係機関と連携し、除去を実施する。除去の実施にあたっては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがある場合に実施する。
この際、従事する者の安全確保に十分注意する。
除去した障害物は、災害廃棄物一時保管場所を確保できたならば、搬送

第3編

する。また、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行うのが原則であるため、町は、住民の生命、財産等の保護のために除去を必要とする場合、障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合、その他の公共的立場から除去を必要とする場合に限るものとする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事の権限に属する救援事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事の権限に属する救援事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の市町村と調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 物資の売渡し要請等

町長は、国民保護法及び自然災害を想定して関係各機関との間で協定している災害時における必要物資等の調達に関する協定に基づいて、関係各機関に対し、それぞれ必要となっている物資の調達、売渡しを求める。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、知事の権限に属する救援事務の一部の事務の委任を受けた場合は、知事に対し活動内容を確認するとともに、人命救助を優先して関係機関と連携し、活動を行う。併せて、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

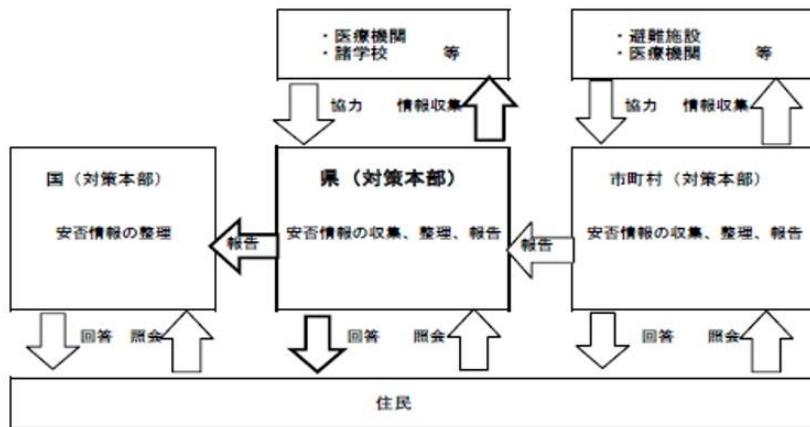
(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、中井町国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集及び提供の実施

【安否情報の流れ】



(出典 県国民保護計画)

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

この他、自宅避難者、その他の施設における安否情報の収集を行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、県災害情報管理システムを使用する。なお同システムが使用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した内容（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれら

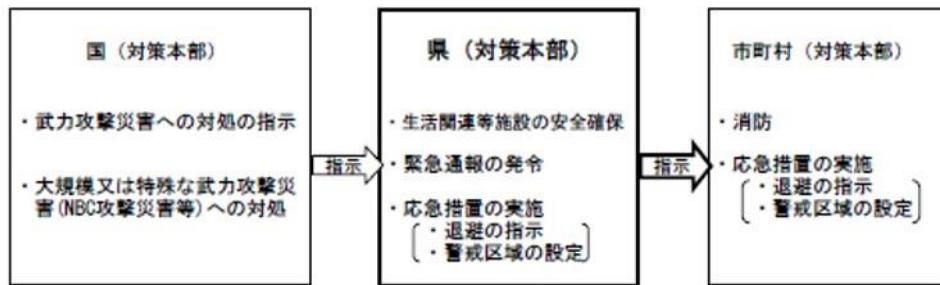
の方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 日本赤十字社に対する協力

町長は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

【武力攻撃災害への対処の流れ】



(出典 県国民保護計画)

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

第3編

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 各種施設への武力攻撃災害等への対処

1 武力攻撃原子力災害への対処

町には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日 法律第156号）に規定する原子力事業者は存在しないものの、県内外からの放射能の飛散、核燃料物質を運搬する車両が通行時に災害にあう可能性がある。武力攻撃等によりが被害を受け、事態が発生した場合は、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害として、防災基本計画（原子力災害対策編）、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（第3編特殊災害対策計画第8章放射性物質災害対策）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 N B C攻撃による災害への対処

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される国民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれにに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C攻撃が行われた場合は、中井町国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、可能な限り汚染の範囲特定に資する被災情報を取り集し、県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、活動に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り汚染の原因物質の特定等に資する情報を収集する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、活動に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

3 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

区分	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ア 移動の制限 イ 移動の禁止 ウ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ア 使用の制限又は禁止 イ 給水の制限又は禁止
3号	死体	ア 移動の制限 イ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	ア 廃棄
5号	建物	ア 立入りの制限 イ 立入りの禁止 ウ 封鎖
6号	場所	ア 交通の制限 イ 交通の遮断

町長又は関係消防機関の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

区分	内容
1	措置を講ずる旨
2	措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を関係機関や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、国民に対し退避の指示を行う。

また、町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときには屋内への退避を指示する。

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を周知させるほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町長は、町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法

町長は、警戒区域の設定について、次の方法により行う。

ア ロープ、標示板等で警戒区域を明示する。

イ 住民に、警戒区域の設定について、広報、周知する。

ウ 必要と認める場所に職員を配置し、車両及び国民が立ち入らないよう必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに知事及び近隣市町村長に通知する。

イ 町長は、警戒区域の設定に際しては、中井町国民保護対策本部に集約された情報のほか、県警察、海上保安部等、陸海空自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関、消防団等と連携して、車両及び国民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前処置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

- (1) 町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。
- (2) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ぼない範囲に限定して活動する。
- (3) 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集・記録する。また、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部、陸海空自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

この際、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。併せて、第一報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、電子メール、FAX等により適宜県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、中井町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

町は、県と連携し、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健診診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての避難住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の避難住民の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市（町村）との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

中井町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

普通河川、道路等の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等の説明及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

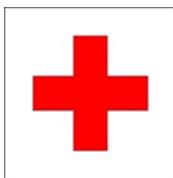
1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標 章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである）



（白地に赤十字）

イ 信 号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に青の正三角形）

第3編

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

3 知事による赤十字標章等の交付及び管理

国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務は、知事が所掌し、交付及び使用する。

4 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライ（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。町長の交付及び管理の対象は以下のとおり。（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

5 赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発

町は、国、県及び日本赤十字社その他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。